

仙台支部交流促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 みやぎ地域づくり団体協議会仙台支部（以下「支部」という。）は、魅力ある地域づくりを推進するため、地域の活性化や課題解決を図る支部会員（以下「会員」という。）の自主的な活動に対し、「仙台支部交流促進助成金」（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成金交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 産業・ものづくりの振興に関する事業
- (2) 観光振興に関する事業
- (3) 健康・福祉の推進、青少年の健全な育成の推進に関する事業
- (4) 芸術・文化・スポーツや生涯学習の振興に関する事業
- (5) 景観美化、環境保全に関する事業
- (6) 地域の安全・安心の推進や交流促進に関する事業
- (7) その他、地域づくりの推進に資すると認められる事業
- (8) 会員相互の意見交換・情報交換を通じた交流促進に資する事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 他の団体を補助する事業
- (2) 実施効果が特定の団体又は個人のみにも帰属する事業
- (3) 会員である団体の運営を目的とする事業
- (4) 政治、宗教及び営利を目的とする団体が行う事業
- (5) 宮城県外で開催する事業（事業内容が県外避難者に対する支援である場合等については、この限りではない）
- (6) その他、公の秩序又は善良な風俗に反するなど、助成することが適当でないと認められる事業

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象は、会員とする。ただし、原則として前年度において助成決定の対象となった会員は除く。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、事業を実施するために直接要する経費とする。ただし、次に該当する経費は、原則として交付の対象としない。

- (1) 会員及び参加者の飲食に要する経費（交流等に必要なたばこ代を除く）
- (2) 会員自ら及び他会員並びに当該会員の構成員及びその親族等を契約先とした経費

2 助成金のほかに、国、県及び市町村等他の機関（地域づくり団体全国協議会を除く）から補助等を受けている場合においては、当該事業に要する経費から当該補助金等を控除した額を対象とする。

(助成限度額)

第5条 助成金の総額は、年度毎に支部委員会で決定し、1件あたりの助成金の額は、第2条第1項(1)～(7)の事業については上限を2万円とし、同(8)の事業については上限を5万円とする。

(事業の申請)

第6条 助成を受けようとする会員は、任意の様式による開催計画等の参考資料を添えて、仙台支部交流促進助成金交付申請書(様式1)を支部長宛て提出するものとする。

(助成金の決定)

第7条 支部長は、提出された助成金交付申請書の内容を審査し、助成の可否及び助成金の額を決定するものとする。

2 支部長は、前項の決定に際し、必要に応じて、関係委員の意見を聞くことができるものとする。

3 支部長は、決定に際して、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

4 支部長は、第1項による決定結果を、申請のあった会員に仙台支部交流促進助成金交付決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 会員は、助成金の交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、あらかじめ仙台支部交流促進助成金中止承認申請書(様式3)による申請書を支部長に提出し、その承認を受けなければならない

(実績報告)

第9条 会員は、助成金の交付決定を受けた事業の完了後1ヶ月以内(年間を通して行う事業の場合のみ翌年度4月20日まで)に仙台支部交流促進助成金事業実績報告書兼請求書(様式4)に必要な書類を添付し提出するものとする。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 領収書など、助成対象経費の支払の事実又は支払義務の確定を証する書類

(2) その他支部長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第10条 支部長は、前条に掲げる書類を受理した場合には、その内容を審査し、その交付すべき助成金の額を確定し、口座振込により会員に助成金を交付するものとする。

(成果の報告)

第11条 支部長は、助成金の交付を受けた会員に対し、支部委員会等の場において、当該助成対象事業の成果等の報告を求めることができるものとする。

(事務局)

第12条 助成金の事務局は宮城県仙台地方振興事務所地方振興部とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は支部長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。